

受講生の声 ~講座後のアンケートより~

★ 講座1：電力系統解析に関する講義

- ・今回、たくさんの内容を学ぶことができ、とても楽しかったです。
更に電力について学んでいきたいと感じました。
- ・より深い部分をしっかり聞いて良かった。
- ・様々な先生から電力について知らない話を聞いて、難しい話もありましたが、知ることができてよかったです。
- ・未知の領域の話を聞いてうれしかった。
- ・色々な視点からの研究が知れて良かった。
- ・現場で長年経験を積んでいる方の話が聞け、とても参考になった。
- ・とても参考になった。応用から入らず基本中の基本から教えていただいたためとても良かった。
- ・電力分野の総ざらいをして、あらためて電力への関心やおもしろさを感じました。

★ 講座2：最近の電力系統の技術に関する講義

- ・基本的な知識に加え、新しい技術など知ることができた。
- ・様々な分野の方が様々な角度から講義して下さり、非常に勉強になった。
- ・歴史やPMU、ビッグデータについてなど、具体的な知識が身についた。
- ・様々な先生の視点から各トピックについて知ることができました。
- ・期待通りの講義であった。
- ・多方面の新技术を知れて良かった。
- ・知らない事を知ることが出来て、大変満足している。
- ・初めて聞くことが多くあり、勉強になった。
- ・基礎知識から、現在の動向まで知ることができたため、有意義だった。
- ・様々なことを学ぶことができ、満足した。

電気学会東京支部電気工学教育コンソーシアム加盟に関する協定書（雛形）

電気工学分野の教育研究活動を活性化するため、電気学会東京支部は、電気学会東京支部電気工学教育コンソーシアムを設立し、別紙の設立趣意書に賛同する大学（以下「加盟大学」という。）と本協定書を締結する。本教育コンソーシアムは、加盟大学に対し、電気工学に関連する大学院向けの寄附講座を提供する。本教育コンソーシアムの運営は、電気学会東京支部及び加盟大学の担当者からなる教育コンソーシアム運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行い、本教育コンソーシアムの運営及び寄附講座の実施についての細則は、電気学会東京支部及び教育コンソーシアム運営委員会において別に定める。

「電気学会東京支部電気工学教育コンソーシアム」運営及び寄附講座実施に関する細則

電気学会東京支部電気工学教育コンソーシアム加盟に関する協定書に基づき、本協定の加盟大学は、それぞれの大学院の研究科において、本コンソーシアムの運営及び寄附講座の実施について、この細則により実施するものとする。

（教育コンソーシアム運営委員会）

1. 電気学会東京支部は教育コンソーシアム運営委員会を設置する。
2. 加盟大学は、運営委員会委員を1名選出する。
3. 運営委員会では、寄附講座に関する講義内容及び担当講師の選定を行う。
なお、担当講師の選定にあたっては、大学院の講義担当であることを十分に配慮して行うものとする。
4. 当番大学を定め、各種会議及び寄附講座の実施などの世話を行う。

（寄附講座実施）

5. 寄附講座は当番大学の施設において、夏期休暇期間等を利用し、1講座2単位のオムニバス形式の集中講義として実施する。なお、教室手配等講義実施に必要な事項は当番大学において準備を行う。
6. 加盟大学は寄附講座に対応する大学院科目を設置し、その大学院科目のコーディネーターを選任する。
7. 当番大学は寄附講座に対応する大学院科目を設置するにあたり、当番大学が定める規定に従い、寄附講座担当講師の任用手続を行う。
8. 当番大学は寄附講座終了後、講義実施報告書を作成し運営委員会へ報告を行う。

（寄附講座の履修申込）

9. 履修申込は加盟大学が定める規定により行う。
10. 加盟大学において当該寄附講座の履修者があった場合、履修者名簿を運営委員会を通じて当番大学へ報告する。
11. 当番大学は、加盟大学より報告があった履修生の講義参加を認めるものとする。
12. 寄附講座受講にあたっての履修料は無料とする。

（成績の付与）

13. 成績及び単位の付与は加盟大学が定める規定より行う。
14. 採点表への評価の記載は素点により行う。
15. 当番大学は担当講師の評価を取りまとめ、加盟大学に通知する。

（開講期間）

16. 寄附講座の開講期間は、2009年度からの第1期3年間、2012年度からの第2期3年間、2015年度からの第3期3年間に続いて、2018年度から第4期3年間継続するものとする。2021年度以降の継続については、2020年度の運営委員会において決定する。

（細則の改定）

17. この細則の改定については、運営委員会において承認、決定する。

（その他）

18. 本コンソーシアムの運営及び寄附講座の実施にかかる経費については、電気学会東京支部が負担する。
19. この細則に定めのない事項については、運営委員会において承認、決定する。